

滋賀県障害児・者地域活動推進事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、滋賀県障害児・者地域活動推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される各種事業に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第2条に定められたものとする。

（補助金の対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、実施要綱第3条に規定する事業とする。

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の算定は別表によるものとし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を得なければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、別記様式1により、別に定める日までに交付申請書を知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費

税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前項の申請に係る補助事業が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記様式2により申請者に通知するものとする。

2 知事は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（計画変更の承認等）

第8条 補助金交付決定通知を受けた後において、申請書に記載された補助事業の内容変更をしようとするときは、別記様式3により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ別記様式4により知事に申請してその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業が完了したときは、各年度の補助事業が完了した日から起算して30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業の実績を別記様式5により知事に報告しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 概算払により補助金等の交付を受けようとするときは別記様式第6に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 概算払により補助金を交付した場合において、確定した補助金の額が交付した補

助金の額に満たないときは、団体は、その差額を知事に返還するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式7）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第14条 団体が規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康医療福祉部障害福祉課または管轄する福祉圏域毎の所管部局へ提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第8条第2項の規定に基づく中止の申請、第9条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく概算払請求または第12条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(帳簿等の整理)

第16条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業の経理内容を証する関係書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県障害児・者地域活動推進事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別 表

補助対象事業名	補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 地域活動事業	左記事業を行うために必要な下記の経費に対して補助を行う。 ・ 交通費(宿泊費は除く) ・ 報償費 ・ 消耗品費(食費は除く) ・ 原材料費 ・ 印刷費 ・ 通信費 ・ 使用料 ・ 保険料	1 グループ 年間 600 千円	1 / 4 以内
(2) 地域啓発事業		1 グループ 年間 150 千円	